

パブリック・コメント手続の結果

横須賀市地域防災計画（原子力災害対策計画編）
の改訂について

平成29年（2017年）3月1日
横 須 賀 市

お問い合わせ先：市民安全部 危機管理課

電話 046-822-8226（直通）

I 市民等からの意見の集計結果

1 パブリック・コメント手続の期間

平成 28 年 (2016 年) 12 月 21 日 (水) ~ 平成 29 年 (2017 年) 1 月 16 日 (月)

2 提出者数と意見数

提出者数 80 人 意見数 945 件

3 提出方法別の人数

提出方法	人 数
持ち込み	57 人
郵送	1 人
ファックス	12 人
電子メール	10 人
合 計	80 人

4 項目別の意見数

項 目	件 数
第 1 編 原子力施設等	
第 1 部 総則	
第 1 章 計画の方針	—
第 2 章 計画の前提	1 件
第 3 章 本市及び防災関係機関等の業務大綱	—
第 2 部 災害予防計画	
第 1 章 原子力事業者の災害予防対策	—
第 2 章 本市の防災体制の整備等	3 件
第 3 章 オフサイトセンターとの連携	1 件
第 4 章 モニタリング体制の整備	2 件
第 5 章 避難誘導体制等の整備	1 件
第 6 章 消火、救助・救急及び医療救護活動体制の整備	2 件
第 7 章 緊急輸送活動体制の整備	—
第 8 章 広域応援体制の整備	—
第 9 章 防災訓練の計画・実施	2 件
第 3 部 災害応急対策計画	
第 1 章 原子力災害に係る情報の共有	1 件
第 2 章 本市及び原子力事業者の応急活動体制	2 件
第 3 章 オフサイトセンター等と連携した活動	—
第 4 章 応援要請	—
第 5 章 防災業務関係者の安全確保	1 件
第 6 章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	2 件
第 7 章 救助・救急、消火及び医療活動	—
第 8 章 災害広報	—
第 9 章 警備及び緊急輸送	—

第4部 復旧・復興計画		
第1章	原子力施設等に係る災害に対する措置等	—
第2章	被害等の影響の軽減	—
第5部 休止事業者の施設に関する対応		—
第2編 原子力艦		
第1部 総則		
第1章	計画の方針	57件
第2章	計画の前提	58件
第3章	本市及び防災関係機関等の業務大綱	—
第2部 災害予防計画		
第1章	在日米海軍との災害予防対策	3件
第2章	本市の防災体制の整備等	60件
第3章	モニタリング体制の整備	3件
第4章	避難誘導體制等の整備	76件
第5章	医療救護活動体制の整備	4件
第6章	緊急輸送活動体制の整備	—
第7章	広域応援体制の整備	55件
第8章	防災訓練の計画・実施	55件
	章の指定なし	110件
第3部 災害応急対策計画		
第1章	原子力災害に係る情報の共有	2件
第2章	本市の応急活動体制	56件
第3章	国等と連携した活動	56件
第4章	応援要請	—
第5章	防災業務関係者の安全確保	1件
第6章	屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	175件
第7章	医療救護活動	55件
第8章	災害広報	—
第9章	警備及び緊急輸送	—
第4部 復旧・復興計画		
第1章	原子力艦に係る災害に対する措置等	56件
第2章	被害等の影響の軽減	1件
その他		44件
合 計		945件

II 意見の概要と市の考え方

第1編 原子力施設等

《第1部 総則》

第2章 計画の前提

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>災害対策の重点的範囲を500mとするとあるが、中性子は2km飛ぶとされることから、3kmとすること。</p> <p>また、原子力災害対策指針の改定は終わっているのか確認したい。</p>	1件	<p>加工施設の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域につきましては、現在、原子力規制庁が原子力災害対策指針（以下、国の指針という）の見直しの中で検討しているところです。</p> <p>国の指針改訂後は、本市の地域防災計画も指針に沿った計画に改訂したいと考えております。</p>

《第2部 災害予防計画》

第2章 本市の防災体制の整備等

第1節 情報連絡体制等の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	複合災害の想定内容と防災活動の中身は？	1件	大規模な自然災害等を想定し、人員や資機材の確保に加え衛星電話を使った通信手段の確保等、情報連絡体制の整備に努めます。

第2章 本市の防災体制の整備等

第2節 原子力防災に関する研修及び知識の普及・啓発

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	「1 防災業務関係者に対する研修」及び「2 市民に対する知識の普及・啓発」の「②原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含む）」を以下のようにする。各施設の特徴を周知するという意味で加筆した方が良くと思います →「②原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策、施設の稼働状況を含む）」	1件	G N F - J の安全管理や訓練の取り組みなど、原子力施設の概要につきましては、保安上支障のない範囲でお知らせしたいと考えております。 施設概要の内容につきましては、多岐にわたるのでこのような記載となっております。
2	住民等に対する原子力防災に関する啓発の実態は？	1件	「わたしたちの生活と放射線」というパンフレットを作成し、各行政センターや危機管理課で配布し啓発に努めております。 また、毎年、近隣町内会の皆様にご協力いただき、原子力防災訓練を実施しております。 訓練の中で、上記パンフレットを配布するとともに、G N F - J の安全管理や国の防災対策などについてもお知らせしているところです。

第3章 オフサイトセンターとの連携

第1節 オフサイトセンターの整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	福島の実地センターは放射線被害等により利用不可。 当市は果たして、防護能力・設備・機材は十分か？ 現地対策本部は、どこに？市役所？放射線防護能力は？	1件	オフサイトセンター（日の出町）は、G N F - J （内川）から約5 kmの場所に立地しております。 国の指針では、加工施設の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が施設から半径500mと定められており、災害対応は可能である

			と考えております。 資機材につきましては、神奈川県や本市で整備しております。 国の現地対策本部は、オフサイトセンター内に設置されます。
--	--	--	---

第4章 モニタリング体制の整備

第2節 県のモニタリング体制の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	本市のモニタリングは津波に耐えられるのか？配線は？ 携帯電話が不通の場合の連絡手段は？	1件	放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）は、GNF-J用として8か所、原子力艦用として10か所、市内に設置されています。 高台にあるポストもあるため、全てが損傷することは無いと考えております。 万が一の場合は、可搬型モニタリングポストで対応することとなっております。
2	県、のモニタリングについて、モニタリングのネットワークはどのようになっているのか？訓練状況は？県のみで防災指示は可能か	1件	神奈川県では、県内の原子力関連施設の周辺にモニタリングポストを設置し、放射線を常時確認しています。 測定したデータは、県庁に設置した中央監視局に集められ集中監視を行うとともに、オフサイトセンター、県衛生研究所、横須賀市へも伝送され、情報は共有されています。 また、定期的に県・市合同の原子力防災訓練を実施しており、その中でモニタリングの訓練も実施しております。

第5章 避難誘導體制等の整備

第1節 避難誘導體制の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	原子力施設の原子力災害の避難基準について、屋内退避・避難に関しては、国の原発災害の基準が当てはまるのではないのでしょうか。きちんと表示をして、緊急時に取るべき行動を明記することが大事です。	1件	加工施設の避難基準など原子力災害対策を重点的に実施すべき区域について、現在、原子力規制庁が国の指針の見直しの中で検討しているところです。 国の指針改訂後は、本市の地域防災計画も指針に沿った計画に改訂したいと考えております。

第6章 消火、救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第2節 医療救護活動体制の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	安定ヨウ素剤の事前配布を行うこと。出来ない場合は、事前の説明会を実施し、万が一の時の手順や注意事項などを確認できるように。	1件	加工施設の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域や安定ヨウ素剤の配布・服用等について、現在、原子力規制庁が国の指針等の見直しの中で検討しているところです。 国の指針改訂後は、本市の地域防災計画も指針に沿った計画に改訂したいと考えております。
2	福島のように、プルーム（放射能雲）のため、一次病院が汚染された場合、どこにどのように避難するのか？	1件	一次病院は、横須賀市立市民病院と横須賀共済病院になります。どちらの施設もGNF-Jから約5kmの場所に立地しております。 現在の国の指針では、加工施設の災害対策を重点的に実施すべき区域が施設から半径500mと定められており、これらの病院での対応は可能であると考えております。

第9章 防災訓練の計画・実施

第2節 要素別訓練等の実施

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	自衛隊、ライフライン機関の訓練状況は？	1件	毎年、オフサイトセンターで自衛隊や警察が参加する図上訓練を実施しています。 災害時の各関係機関の動きの確認や原子力災害への防災知識の向上を図っております。
2	大規模複合災害における想定シナリオ、訓練の実態は？ 特に重要であり、福島の失敗の二の舞は許されない。	1件	市役所は、GNF-Jから約5kmの場所に立地しております。 現在の国の指針では、加工施設の災害対策を重点的に実施すべき区域が施設から半径500mと定められており、放射性物質による汚染については、市役所での対応が可能であると考えております。 地震等で市役所が使用できない場合は、被害が少ない建物の中から選び本部設置場所を決定します。

《第3部 災害応急対策計画》

第1章 原子力災害に係る情報の共有

第4節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	原子力防災専門官がいれば放射能汚染と爆発的火災に耐えられるか？	1件	原子力防災専門官は、原子力災害が発生しないように、原子力事業者に対し指導・助言を行うほか、自治体が行う情報の収集や応急対応に助言を行う事が主な業務内容になります。

第2章 本市及び原子力事業者の応急活動体制

第1節 警戒配備体制の確立（災害警戒本部の設置）

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	地震と津波、放射性物質による汚染により市建物が使えない場合、本部はどこに置くのか？	1件	市役所は、GNF-Jから約5kmの場所に立地しております。 現在の国の指針では、加工施設の災害対策を重点的に実施すべき区域が施設から半径500mと定められており、放射性物質による汚染については、市役所での対応が可能であると考えております。 地震等で市役所が使用できない場合は、被害が少ない建物の中から選び本部設置場所を決定します。

第2章 本市及び原子力事業者の応急活動体制

第2節 災害対策本部の設置

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	対策調整班の業務に、道路機能の確保やモニタリングポストが使えない場合等の対策を加えてはどうか。	1件	対策調整班は、各関係機関との連絡調整が主な業務内容になります。個別の対策は、各担当部局で行います。

第5章 防災業務関係者の安全確保

第1節 防災業務関係者の安全確保

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	特殊な事故への対応であることから、特性を理解して被ばくに気をつけ任務に当たるよう体制を取ること。	1件	防災業務関係者の安全確保についてにつきましては、第5章に記載の通りです。 安全確保には十分配慮し、災害対応に当たりたいと考えております。

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第2節 避難勧告・指示

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>国は原子力発電所の事故で活用できなかったSPEED Iに変えて、実測値を用いた避難を行う方針を決めた。しかし、SPEED Iは優れた予測機能を持っていたことも証明された。オフサイトセンターや市の防災センターにあるので、気象情報を入力するだけでも避難の方向を正しく予測しやすいので活用すべきである。また、県や国に対しても活用を働きかけること。</p>	1件	ご意見を国・県に伝えます。

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第3節 避難誘導・移送

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>地震による液状化のため道路不能の場合、どのように避難するのですか。</p> <p>特に老人ホームや病院はどうするのですか。避難訓練が必要なのでは。</p>	1件	<p>実際に液状化で通行不能な道路がある場合には、それを避けるルートで避難行動をとります。迅速な避難が難しい方が多くいる病院や老人ホームは、コンクリート造の建物となっているので、搬送体制が整うまでは、その建物内に留まるという対応となります。</p>

第2編 原子力艦

《第1部 総則》

第1章 計画の方針

第2節 横須賀市地域防災計画「原子力災害対策計画編」の方針

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	3の活動細部計画について、計画の活動細部計画、実施細目、行動マニュアルにつき、2000年の原子力軍艦事故対策マニュアルの具体的要領が、その後どこが管理しているのか明確でなく市民に共有されていないので、行動マニュアル全てを再点検、明文化、公開してください。	55件	平成12年（2000年）に本市が作成したマニュアルは、平成13年度に地域防災計画原子力災害対策計画編を作成したことをもって、廃止しました。活動細部計画等は、市の手順書という位置づけで各部局によって適宜、作成・見直しを行っています。
2	「活動細部計画」を策定するとなっているが、災害は明日にでも起こる可能性があるため、早急に策定して下さい。又、必要に応じて「実施細目・行動マニュアル」を策定するとなっていますが、これも早急に策定して下さい。 また、策定するに当たり、住民等からの意見を聞く場を設けて下さい。	2件	活動細部計画は、各担当部局によって内部の手順書という位置づけで作成しています。

第2章 計画の前提

第1節 本計画の対象となる原子力関連施設

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	出入航路 浦賀水道航路及び周辺海域 と追加してください。 原子力艦の移動について一部改訂に書かれましたが、出入港時の事故発生や、港内事故時タグボートでないと原子力空母は移動できないため、3キロの防災区域が徐々に移動することも念頭に、防災計画に明記してください。	58件	原子力艦は年間200日以上、横須賀港に寄港している状況を踏まえた記載としています。なお、原子力艦の移動を念頭とすることについては、第3部第1章第4節に記載しています。

《第2部 災害予防計画》

第1章 在日米海軍との災害予防対策

第1節 在日米海軍との防災協定

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>「災害対応準備」は「災害に効果的な対応をとること」であること、「災害対応活動」は「災害による被災者に対しての救援活動」であることが、「覚書」の「定義」に定められています。</p> <p>いずれも災害発生後の対応であり、「覚書」の正式名称もそのように表現されています。この「覚書」を「防災協定」と略称することに、まず大きな疑問があります。</p> <p>「防災協定」ではない米海軍との「覚書」を軸に展開される取り組みを、「災害予防対策」と表現することは市民に誤った理解を与えかねません。</p> <p>米原子力艦の原子力災害について、横須賀市が「地域防災計画」の中で、「災害予防計画」を謳うのであれば、米原子力艦の原子炉事故の予防措置を具体的に示す必要があるはずで</p> <p>す。</p> <p>しかし、現実には災害発生源の情報は完全にブラックボックスの中にあり、横須賀市が「災害予防対策」を講じること自体が封印されている状況で</p> <p>す。</p> <p>第1章のタイトルを、「覚書」の内容に沿った表記に改めることを希望します。</p>	1件	<p>「災害対応準備」は「災害に効果的な対応をとること」としてありますが、これは、発生した災害だけに限定するものではありません。災害対応の準備は、災害発生前の予防対策の段階からスタートしているものと考えております。</p> <p>防災協定の正式名称につきましては、以下の注釈を付して記載します。</p> <p>注 「在日米海軍との防災協定」は略称です。正式名称は、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する横須賀市と在日米海軍司令部及び米海軍横須賀基地司令部の覚書」です。</p>

2	<p>「防災協定」で「1本市への通知」と「2災害対応能力の向上」について謳われている事が記載されているが、それを市がどのように予防対策にするつもりなのか明示されていないので、以下のことを追加すべきと思います。</p> <p>「この防災協定に基づき、本市は米海軍に対し以下を要請し、災害の予防対策とする。①原子力艦の運行管理として、入出港情報を本市に迅速に提供すること。②原子力艦の市内停泊時及び本市近傍海域を航行時に実施される原子力関係の作業情報を本市に提供すること。」</p>	1件	<p>施策へのご要望として受け止めてさせていただきます。</p>
3	<p>米軍との災害通報は24時間体制で実施されているのか。通訳、専門家の配置は？</p>	1件	<p>24時間体制となっています。初動対応時には、言葉の壁の影響をなくするために日英併記の連絡様式を用いることとなっています。</p>

第2章 本市の防災体制の整備等

第1節 情報連絡体制等の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>3防護資機材の整備について、放射線防護具等の装備状況は？</p>	1件	<p>防災活動に必要な資機材や防護服等につきましては、国や市で整備しております。</p>

第2章 本市の防災体制の整備等

第2節 原子力災害に関する研修及び知識の普及・啓発

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>原子力艦の災害対策重点区域は、横須賀市全域とするとの事ですが、3キロ以遠の防災対策が具体化されていないので、以下のように原子力災害対策指針のUPZに準じて防災対策を具体化して下さい。</p> <p>2の3行目に「横須賀市全域の住民等に対し」と追加してください。</p>	55件	<p>これまでも、広報紙やパンフレット等で原子力災害についての普及・啓発を行ってきたところです。今後も、引き続き、知識の普及・啓発に努めます。</p>

2	<p>・市民に対して応急対策の周知や、避難訓練等の実施など、市民の防災意識向上に努めて下さい。特に、病院、介護施設、学校等では、自身で判断・行動できない人たちが多く集まります。災害発生時に混乱しないよう、職員等の意識向上が望まれます。</p> <p>・学校に児童・生徒がいる時間帯に原子力災害が起きた場合、教員が何らかの対応を行うことになるので、原子力災害に関する十分な知識を持っている必要がある。</p> <p>3 その他の「教育委員会においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。」の後に、以下を追加して欲しい。</p> <p>「特に、小・中・高校の教員には、原子力災害に関する知識を得るような教育を行うこととする。」</p>	3 件	<p>基地周辺の町内会や小学校のご協力をいただき、毎年、避難や屋内退避等の訓練を行っております。訓練内容によっては、介護施設の参加もお願いしております。</p> <p>訓練を通し、災害時の対策や皆様にお取りいただく行動などについてご確認いただいているところです。</p> <p>また、平成 19 年度から、米海軍、国、自衛隊など各関係機関との訓練も毎年実施しており、訓練内容によっては、病院にもご参加いただいております</p> <p>訓練を通し、各関係機関の役割や初動対応等についての確認を行っております。</p> <p>今後も訓練等を通し、防災意識の向上や対処能力の向上に努めます。</p>
3	<p>「1 防災業務関係者に対する研修」及び「2 市民に対する知識の普及・啓発」の「②原子力施設の概要に関すること(安全・防災対策を含む)」を以下のようにする。各施設の特徴を周知するという意味で加筆した方が良くと思います</p> <p>→「②原子力施設の概要に関すること(安全・防災対策、施設の稼働状況を含む)</p>	1 件	<p>原子力艦船の施設の概要につきましては、公開されていない情報があるため、このような記載が適当と考えています。</p>

第3章 モニタリング体制の整備

第1節 国等のモニタリング

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>原子力艦の場合は、通常の地震、津波に加え原子炉の事故も想定しておく必要があります。その場合は、米軍から事前に自主的に通報があるとは思えないので、モニタリングがとても重要になってきます。</p> <p>対岸の箱崎町には、モニタリングポストが設置されていませんが、放射能の流れを知るには必要ではないでしょうか。</p>	1件	<p>米海軍とは防災協定を締結しており、相手方に影響を与える可能性のある事象については全て通知することになっております。</p> <p>一方で、常時モニタリングを実施することは、防災対策として重要であることから、国は停泊地を取り囲むように10ヶ所のモニタリングポストを設置し、常時測定しているところです。</p> <p>いただいたご意見は、原子力規制庁にお伝えします。</p>
2	<p>「2モニタリングポスト等の設置状況」について、今回の改訂案では現状を記載するしかないと思います。しかし、以下については、継続して国に要請していただきたいと思います。もし、市として現在の改訂案に盛り込めるのであれば、検討をお願いします。</p> <p>→現在設置のポストやモニタリングボートの運行範囲（横須賀港内のみ）では、原子力艦移動時に発災した場合、その影響範囲（概ね3km）を監視する施設がないので、「モニタリングの強化」、具体的には①モニタリングボートの運行を浦賀水道入出港時とする②猿島・海堡などへのポストの設置。</p>	1件	<p>いただいたご意見は、原子力規制庁にお伝えします。</p>
3	<p>米軍、国のモニタリングについて、モニタリングのネットワークはどのようになっているのか？訓練状況は？</p>	1件	<p>国（原子力規制委員会原子力規制庁）は、原子力艦寄港地に設けたモニタリングポストなどにより、空間及び海水中の放射線の測定等を実施しており、測定したデータは、原子力規制委員会のホームページで公開されています。</p> <p>これらの測定に当たっては、本市も協力して行っております。</p> <p>また、米軍も独自にモニタリングを実施しており、測定した結果については、定期的に我が国政府に報告され、外務省のホームペー</p>

			<p>ジで公表されています。</p> <p>訓練については、本市も含めた関係機関によって、定期的に原子力防災訓練を実施しており、その中ではモニタリングの訓練も合わせて実施しております。」</p>
--	--	--	---

第4章 避難誘導體制等の整備

第1節 国のマニュアルに規定する応急対応

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>・私は、米海軍横須賀基地からほぼ3kmに居住しています。福島原発事故を受け、すぐ近くに原子炉が存在し、地震等により福島で発生した放射能汚染が起り得るといふ大きな不安を常に感じ生活をしています。</p> <p>放射能汚染は、発生しないことを前提に防災計画が作られているようにしか思えません。最低限、原発並みの避難区域（5km）、重点区域（30km）とすることを望みます。</p> <p>・これが、福島の事故を経験した結果の見直しなのでしょうか。最悪のケースを考えれば、福島と同等の規模の事故になり得ると考えます。なぜ避難は、1km以内でいいのですか。3km以外はどうするのですか。国の基準は、あまりに私達市民の命を軽視していませんか。市としての判断をすべきです。</p>	7件	<p>福島第一原発の事故以降、原子力規制委員会が示す国の指針に基づく原発等での事故への対応が変更されましたが、原子力艦についての国のマニュアルは、平成16年に定められたままとなっていたため、原発と原子力艦とは応急対策を行う際の放射線量、範囲及び防護策の内容が異なっている状況でした。</p> <p>本市は、再三にわたり国に対してこのことについての考え方を整理するように要請してきました。</p> <p>その結果、平成27年11月に有識者を交えたマニュアル検証に係る作業委員会が開催されました。</p> <p>その後、同作業委員会は5回開催され、平成28年3月には取りまとめられた見解が示されました。</p> <p>同年7月には、国のマニュアルが改訂され、原子力艦についての新しい応急対策等が示されたところですので、本市の地域防災計画もこれに沿ったものとします。</p>
2	注2 応急対応範囲の原子力空母と原子力潜水艦の避難を実施する範囲及び屋内退避を実施する範囲の違いは何か。	1件	原子炉の出力の違いによるものです。
3	災害時、放射線量は5マイクロシーベルトで収まるのか。もっと大きな放射能漏れになったらどう対処するのか。	1件	5マイクロシーベルト／1時間を超える放射線量を観測した場合の対応は、第3部第6章第2節に記載しています。
4	「災害対策を重点的に実施すべき地域」が縮小されないことと、判断基準が変更されたこととの関係が分かりません。	1件	<p>「災害対策を重点的に実施すべき地域」と、「応急対応範囲（避難や屋内退避を実施する範囲）」とは、同義ではありません。</p> <p>前者は、周辺住民への情報連絡</p>

			<p>手段の確保や、原子力防災資機材の整備など、後者よりも広い概念です。</p> <p>「判断基準」は、「応急対応範囲」での避難や屋内退避を開始する基準です。</p>
5	<p>応急対応範囲とPAZはどこがどう違うのか全く説明がないので、判然としない。原子力災害対策指針ではPAZは概ね5km、UPZは概ね30kmとしている。</p> <p>意味不明な応急対応範囲ではなく、原子力災害対策指針に準じてPAZ・UPZを設定すべきである。改訂案では、「運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置の実施については、原子力災害対策指針に準じて行うこととする」としているのだから、緊急時活動レベル(EAL)でも原子力災害対策指針に準じて行うべきである。</p>	1件	<p>国のマニュアルは原子力艦の原子力災害に特化したマニュアルですので、本市の地域防災計画もこれに沿ったものとします。</p>
6	<p>避難範囲は、風向きや風速、放射線量によって変わるのである。</p>	1件	<p>国のマニュアル検証に係る作業委員会が取りまとめた「見解とりまとめ」の中に、避難範囲を決める上での試算の前提条件について記載されております。</p> <p>そこには、最も厳しい条件での試算を実施するため、風下方向における放射線の濃度が高くなる状況を想定した旨記載されています。</p>

第4章 避難誘導體制等の整備

第2節 避難誘導體制の整備

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>原子力艦の災害対策重点区域は、横須賀市全域とするとの事ですが、3キロ以遠の防災対策が具体化されていないので、以下のように原子力災害対策指針のUPZに準じて防災対策を具体化して下さい。</p> <p>1の2行目に「横須賀市全域で住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制を」と追加してください。</p>	57件	<p>国のマニュアルでは、応急対応範囲外への対応についても記載されているので、本市もこれに沿った対応をとることとなります。ご指摘の部分については、「国のマニュアルに規定する住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制を」に変更します。</p>
2	<p>・米軍が事故の詳細を日本政府に知らせる確かなことを約束できないと思う。沖縄のオスプレイの事故は墜落ではと思うのが当りまえだと思う。その上で、福島のことを考えたら3kmという範囲では市民の命を守るとは言えないと思う。事故が起こった時の避難計画を市民の命を守るためにしっかりたてて下さい。</p> <p>・私の家は空母から3km以内にあります。原子力事故があった場合、3km以内は屋内退避するようという市の方針では不十分だと思います。事故後、空母からの放射能の拡散は止めることができないと思われる。私の家は木造家屋なので気密性が低い。3km以内も避難の対象として欲しい。避難のための交通手段は市で確保してもらいたい。</p>	4件	<p>米海軍とは防災協定を締結しており、相手方に影響を与える可能性のある事象については全て通知することになっております。</p> <p>また、今回、原子力発電所と原子力艦についての国の考え方が整理され国のマニュアルが改訂されましたので、本市の地域防災計画につきましても、これに則ったものとしします。</p>
3	<p>・現行計画では避難計画を「本市は、必要に応じ国、県、原子力事業者、専門家等の協力のもと、屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難誘導のための計画を策定します。」となっている。しかし、改訂案では、「市民安全部及び消防局は、住民等の屋内退避及び避難誘導に必</p>	2件	<p>施策へのご要望として受け止めさせていただきます。</p>

	<p>要な体制をあらかじめ整備する。」となって、避難計画を作るものになっていない。避難計画を策定すべきである。</p> <p>・重点的に防災対策をする区域についての具体的な避難計画を明らかにすべきです。市内全域の市民等約 40 万人を避難させることは、非常に困難なことであることは明らかです。しかし、本計画の基本部分を「市内全域」と決定されたことについては、責任を持って具体化をしていただきたいと思います。</p>		
4	<p>5 km 圏内にある学校、幼稚園、病院、福祉施設（作業所含む）の具体的避難対策について明記してください。</p>	1 件	<p>国のマニュアルでは、避難に該当する範囲は、原子力空母の場合、概ね半径 1 km とされており、基地に該当する範囲になります。</p> <p>また、屋内退避をする範囲は、概ね 1 km から 3 km までの範囲となります。</p> <p>屋内退避が必要な場合は、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を使って、広報したいと考えております。</p>

第 5 章 医療救護活動体制の整備

1 緊急被ばく医療設備の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>緊急被ばく医療の準備状況は？大量被ばく者の対応能力は？</p>	1 件	<p>被ばく医療に必要な資機材につきましては、各関係機関において用意しているところです。</p>

第5章 医療救護活動体制の整備

2 医療資機材等の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>地震を伴う原子力災害が発生した場合、安定ヨウ素剤を保管場所から迅速に配布予定場所に搬送することが困難になるため、被ばくリスクが高い場所にいる人には事前配布が必要です。</p> <p>そのため、安定ヨウ素剤の配布について、以下を追加してください。</p> <p>「原子力空母から概ね3 kmで囲まれる範囲に在住・在勤・在学する人には、安定ヨウ素剤を事前配布する体制を整備する。」</p>	3件	<p>改訂された国のマニュアルでは、空母につきましては、停泊地から1 km圏内が避難、1～3 km圏屋内退避とされました。</p> <p>安定ヨウ素剤につきましては、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせることで活用することが必要であるとされています。</p> <p>本市の場合、避難が必要な範囲は基地内になります。</p> <p>本市では、万が一に備え市民全員分の安定ヨウ素剤を、行政センターや保健所等、複数箇所に分散して備蓄しております。災害時は、そこから配布場所に市職員が運搬し、市民の皆様に配布することとしています。</p>

第7章 広域応援体制の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>原子力艦の災害対策重点区域は、横須賀市全域とするとの事ですが、3キロ以遠の防災対策が具体化されていないので、以下のように原子力災害対策指針のUPZに準じて防災対策を具体化して下さい。</p> <p>「広域応援体制」を「広域防災体制」と改めてください。</p>	55件	<p>「応援」の表記につきましては、市の地域防災計画は、上位計画である国の防災基本計画に基づき策定することが、災害対策基本法に記載されていることから、国の計画で使用されている「応援」に表記を統一しました。</p>

第8章 防災訓練の計画・実施

第1節 訓練の基本的な考え方

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>原子力艦の災害対策重点区域は、横須賀市全域とするとの事ですが、3キロ以遠の防災対策が具体化されていないので、以下のように原子力災害対策指針のUPZに準じて防災対策を具体化して下さい。</p> <p>2行目に「横須賀市全域で各種の防災訓練を行い」と追加してください。</p>	55件	本市地域防災計画の地震災害対策計画編など他の計画編との整合から、案のとおり記載とします。

章の指定なし

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>最良の原子力艦事故の防災対策、予防対策は、原子力空母の横須賀母港を解消すること、次に入港回数、日数を減少させることであるので、それを国と協議することを計画に明記してください。</p>	55 件	<p>施策へのご要望として受け止めてさせていただきます。</p>
2	<p>防災対策として住民をどう避難させるのか、ヨウ素剤の配布、放射能医療救護活動等を以下のように具体的に明記し、今後の地域防災訓練の中でも実施して下さい。</p> <p>第3部第6章5節の2の3行目ないし第2部について 「安定ヨウ素剤の事前配布購入を希望する住民に対しては、市は必要な情報を提供する。」を追加してください。 (第3部 第6章 第5節1と同じ)</p>	55 件	<p>改訂された国のマニュアルでは、空母につきましては、停泊地から1km圏内が避難、1～3km圏屋内退避とされました。</p> <p>安定ヨウ素剤につきましては、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせる必要とされています。</p> <p>本市の場合、避難が必要な範囲は基地内になります。</p> <p>本市では、万が一に備え市民全員分の安定ヨウ素剤を、行政センターや保健所等、複数箇所に分散して備蓄しております。災害時は、そこから配布場所に市職員が運搬し、市民の皆様に配布することとしています。</p>

《第3部 災害応急対策計画》

第1章 原子力災害に係る情報の共有

第2節 放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>福島第一原発事故の時、SPEEDIによる情報を生かしていれば、高線量の地域への避難を回避できたと思われるので、原子力艦の原子力災害が発生した場合も、モニタリング値だけでなくSPEEDIの情報も活用した方が、より安全な避難が出来ると思われるので、1の原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応に以下の項目を追加してください。</p> <p>「◆SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測を活用し、住民の避難指示に役立てる。」</p>	1件	ご意見を国・県に伝えます。
2	市民安全部の応急対策活動の実態（広範囲＝三浦半島全域汚染の場合）	1件	災害の規模に応じて、職員の配備体制が決まる旨、地域防災計画に規定しています。

第2章 本市の応急活動体制

第2節 災害対策本部の設置

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>地域防災計画には基地従業員の避難屋内退避等防護措置のことが書かれていません。</p> <p>7各部の主な業務の総合対策部の業務に「米海軍への基地従業員の安全措置についての要請」を追加してください。</p>	55件	基地従業員の安全確保につきましては、雇用主である国（南関東防衛局）が責任をもって行うものと考えます。
2	<p>災害対策本部が設置された時は大きな事故になっていきますね。敷地境界付近の放射線量率5マイクロシーベルトが検出された時、市民はいつ災害対策本部が設置されたことを知らされるのですか。1～3km以内の住民は屋内退避をしないとイケないのです。</p>	1件	<p>災害対策本部を設置した場合、報道発表すると同時に市のホームページ等でお知らせします。</p> <p>屋内退避が必要な場合は、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を使って、広報したいと考えております。</p>

第3章 国等と連携した活動

第4節 現地対策本部合同会議への参加

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	地域防災計画には基地従業員の避難屋内退避等防護措置のことが書かれていません。 ①重要事項の調整に「米海軍への基地従業員の安全措置の要請」を追加してください。	55件	基地従業員の安全確保につきましては、雇用主である国（南関東防衛局）が責任をもって行うものと考えます。
2	現地対策本部合同会議の場所は、放射線汚染に耐えられるのか？	1件	現地対策本部合同会議は、原子力災害が発生した場合に、関係者が一堂に会し、情報を共有し、対策を検討するために設けられるものです。 国のマニュアルでは、そのための場は定められてはならず、その時どきに応じて、適切な場所で、情報共有や対策の検討を行うこととなっています。

第5章 防災業務関係者の安全確保

第1節 防災業務関係者の安全確保

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	特殊な事故への対応であることから、特性を理解して被ばくに気をつけ任務に当たるよう体制を取ること。	1件	防災業務関係者の安全確保につきましては、第5章に記載の通りです。 安全確保には十分配慮し、災害対応に当たりたいと考えております。

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第2節 避難勧告・指示

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	1の（1）について 国の災害対策本部の設置前、3キロ以遠の市域については何もできなくなるような市が市民の安全のため独自にできる根拠をきちんと設ける必要があるため、（4行目）「国のマニュアル及び原子力災害対策指針を参考に」と追加してください。（5行目）また、「応急対応範囲外での対応や、運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の実施については、	55件	国のマニュアルでは、応急対応範囲外への対応等についても記載があります。そのため「国のマニュアルを参考に」という案のままでも、お申し出のご懸念はあたらないと考えます。

	原子力災害対策指針に準じて行う。」と追加してください。		
2	<p>地域防災計画には基地従業員の避難屋内退避等防護措置のことが書かれていません。</p> <p>16 頁ないし 22 頁に「米海軍への基地従業員の安全措置の要請」を追加してください。 (第 8 章 第 2 節 1 と同じ)</p>	55 件	基地従業員の安全確保につきましては、雇用主である国（南関東防衛局）が責任をもって行うものと考えます。
3	<p>(3) 避難等の勧告・指示を行った場合の対応について、「避難に資する情報の提供に努める」とありますが、福島事故調査報告書でも評価されていた緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)を活用しないのでしょうか。福島の場合は、使わなかったことで避難に混乱があったようです。自主避難する場合の方角を判断する材料になると思います。</p>	2 件	ご意見を国・県に伝えます
4	<p>3 住民等への周知について、避難する場合の広報は、防災行政無線や広報車で良いのですが、解除の場合は遠方に避難している場合も考えられるので、インターネットに加え防災情報メールも記載して、併せて防災情報メールの周知も図ったらどうでしょうか。</p>	1 件	そのようにしたいと考えております。
5	<p>「国のマニュアルを参考に」すること、又「指導・助言を内閣府から得る」ことにより、横須賀市としての独自の判断ができなくなる恐れがあるので、市長による独自判断を可能にするため、1 避難等の勧告・指示(1)に以下を追加してください。</p> <p>「◆市長は、モニタリングの結果や専門家の助言・指示等に基づく独自の判断により、住民に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行う。」</p>	2 件	ご指摘の箇所に、「総合対策部は、モニタリング値が原子力艦による原子力災害に係る緊急事態発生の判断基準に達し、屋内退避等が必要と認められ、かつ国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置前においては、国のマニュアルを参考に、住民等に対して屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告または指示を行う。」と記載していますのでお申し出のご懸念には当たらないと考えます。

6	1 km以内の地域で、避難誘導により避難する市民は何名でしょうか。又、避難場所（コンクリートの建物）決まっているのでしょうか。	1件	原子力空母の停泊位置から1 km以内の範囲は、そのほとんどが米海軍基地で居住している市民はありません。
---	---	----	---

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第3節 避難誘導・移送

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>防災対策として住民をどう避難させるのか、ヨウ素剤の配布、放射能医療救護活動等を以下のように具体的に明記し、今後の地域防災訓練の中でも実施して下さい。</p> <p>1の13行目に「⑦避難に際しては、避難時の避難者の放射能被ばくを最小限とするための装備等について指導する。」を追加してください。</p>	55件	<p>原子力艦船停泊場所から、1 kmから3 kmまでの町内会の方のご協力をいただき、毎年、避難訓練を実施しています。訓練の中で、避難時に取っていただく行動についてもご案内しているところです。</p> <p>ご指摘の部分については、「⑦避難に際しては、避難者の放射性物質や放射線による被ばくを最小限とするため、装備等について指導する。」を追加します。</p>

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第4節 避難所の開設

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	放射能災害が起きた時は、放射能から遠ざからないと被害を受けるので、避難場所は広域的な市外になるのではないのでしょうか。応援要請として県外自治体への避難をすることが可能でしょうか。	1件	<p>国のマニュアルでは、避難に該当する範囲は、原子力空母の場合、概ね半径1 kmとされており、基地に該当する範囲になります。</p> <p>また、屋内退避をする範囲は、概ね1 kmから3 kmまでの範囲となります。</p> <p>万が一広域避難が必要となった場合は、国や県に対し協力を要請します。</p>
2	応急避難所が放射線汚染されていた場合の方法は？（福島の度重なる避難）	1件	避難勧告・指示が出された場合には、応急避難所の安全性を確認した後、学校等施設管理者と協議を行い開設したいと考えております。

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第5節 安定ヨウ素剤の服用等

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>防災対策として住民をどう避難させるのか、ヨウ素剤の配布、放射能医療救護活動等を以下のように具体的に明記し、今後の地域防災訓練の中でも実施して下さい。</p> <p>2の3行目ないし第2部について</p> <p>「安定ヨウ素剤の事前配布購入を希望する住民に対しては、市は必要な情報を提供する。」を追加してください。</p> <p>（第2部 章の指定なし 2と同じ。件数は、第2部で計上）</p>	—	<p>改訂された国のマニュアルでは、空母につきましては、停泊地から1 km圏内が避難、1～3 km圏屋内退避とされました。</p> <p>安定ヨウ素剤につきましては、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせる必要であるとされています。</p> <p>本市の場合、避難が必要な範囲は基地内になります。</p> <p>本市では、万が一に備え市民全員分の安定ヨウ素剤を、行政センターや保健所等、複数箇所に分散して備蓄しております。災害時は、そこから配布場所に市職員が運搬し、市民の皆様に配布することとしています。</p>
2	<p>屋内退避した各家庭へのヨウ素剤配布は、どのように配布を行うのでしょうか。町内会を通して役員が配らなければ各家庭に届けるのは難しいですね。</p>	1件	<p>改訂された国のマニュアルでは、空母につきましては、停泊地から1 km圏内が避難、1～3 km圏屋内退避とされました。</p> <p>安定ヨウ素剤につきましては、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせる必要であるとされています。</p> <p>本市の場合、避難が必要な範囲は基地内になります。</p> <p>本市では、万が一に備え市民全員分の安定ヨウ素剤を、行政センターや保健所等、複数箇所に分散して備蓄しております。災害時は、そこから配布場所に市職員が運搬し、市民の皆様に配布することとしています。</p>

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	屋内退避した家庭の飲料水・食料等の備蓄はどれくらい必要でしょうか。	1件	原子力災害に限った話ではなく、地震などあらゆる災害を想定し、みなさんには3日分の備蓄をお願いしているところです。

第7章 医療救護活動

2 医療救護本部の業務内容

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>防災対策として住民をどう避難させるのか、ヨウ素剤の配布、放射能医療救護活動等を以下のように具体的に明記し、今後の地域防災訓練の中でも実施して下さい。</p> <p>2（1）の3行目に「医療救護所の設置運営に当たっては、避難者の2次被ばくを防止するため、避難者スペースとの隔離、プライバシーの確保など」と追加してください。</p>	55件	ご指摘の部分については、「医療救護所の設置・運営にあたっては、避難者の二次被ばくの防止や、プライバシーの確保など」に変更します。

第8章 災害広報

第2節 広報事項、手段

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>地域防災計画には基地従業員の避難屋内退避等防護措置のことが書かれていません。</p> <p>16頁ないし22頁に「米海軍への基地従業員の安全措置の要請」を追加してください。（第6章 第2節 2と同じ。件数は、第6章で計上。）</p>	—	基地従業員の安全確保につきましては、雇用主である国（南関東防衛局）が責任をもって行うものと考えます。

《第4部 復旧・復興計画》

第1章 原子力艦に係る災害に対する措置等

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>復旧作業の重要な一つである放射能汚染不動産、動産等の除去について、原子力施設では、国と県が除染作業を行うこととされているのと同様の規定を設けてください。</p> <p>「第4節として、汚染の除去について、国ないし市が責任を持って行うこと」を追加してください。</p>	55件	ご意見を国に伝えます。
2	<p>「除染」についての記載がないのは不安ですので、第1編原子力施設等と同じような事を記載すべきと思います。現在、実施する組織が不明なのであれば、横須賀市はどうするつもりかの現状を記載すべきと思います。「政府と協議？、米海軍と協議？など」</p>	1件	ご意見を国に伝えます。

第2章 被害等の影響の軽減

第2節 心身の健康相談体制の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	放射能による健康被害の調査（健康診断）を横須賀市の負担で全市民対象に行ってください。	1件	実際に災害が発生した場合、その災害の規模等を勘案して対応していくものと考えます。

【その他】

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの安全よりもアメリカの利益を優先させないでください。 	1件	<p>施策へのご要望として受け止めさせていただきます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的に避難が難しい。原子力空母の母港をやめてください。 ・事故対策に完全はない。原子力艦船の撤回を求めます。 ・放射能汚染による被害は福島原発事故で明らかになった。汚染後にはくい止めようがない放射能の拡散、それがこの人口密度の高い東京湾周辺で起これば逃げ場もなく被害は計り知れない。原子力空母・潜水艦を寄港させないことが防災唯一の道です。 ・米原子力艦の事故に関し、横須賀市が自立的な「防災計画」を立てることが出来ない状況を真剣に考えると、原子力艦船の横須賀母港を解消することを、最良の「防災対策」として考えるという選択肢が見えてきます。「地域防災計画」見直しの最後に、一つの選択肢として、こうした考え方があることを明記してください。 	11件	<p>施策へのご要望として受け止めさせていただきます。</p>
3	<p>住宅地に隣接するGNF-Jニュークリア核燃料工場に臨界警報が近隣住民に聞こえるようにして下さい。</p>	1件	<p>いただいたご意見は、加工施設の事業者にお伝えします。</p>
4	<p>放射能事故が起きた事を私達はどうやって知ることができるのか。防災の放送などで知らされるのか。</p>	1件	<p>防災行政無線、広報車、インターネットなどあらゆる方法を使ってお知らせします。</p>
5	<p>原子力発電に向け、核燃料棒を製造しているGNF-Jがあります。この会社はウラン粉末を会社内に保管し、自然災害発生の時どんな状況になるのかを考えると不安が大である。</p>	1件	<p>GNF-Jは、法律に基づき、国の規制を受け、事業の運営行っている会社であると認識しております。</p>

	横須賀市民は、久里浜と港の2つに放射能の災いに包まれることになる。		
6	原子力事故の災害はこれまで多数あるが、どれも人間に被害をもたらさなかったものはない。我々が安全・安心に生活を過ごしていくには日米安保を廃止するしかないのでは。	1件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
7	・地震の多い日本で事故が起きたら放射能事故が必ず起こると思います。 ・横須賀市の地形では避難路として、海路、鉄道路、自動車路など全て対応不可能な状況です。故に、命を守るためには、市全域にシェルター設置が必須です。	2件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
8	原子力空母の母港として市民の命と暮らしに安全・安心を保証した対策を立て、市民に説明をしっかりとして下さい。 子供たちのふるさと横須賀市の海・山・街をいつまでも守って下さい。	1件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
9	5マイクロシーベルト/h(敷地境界)の放射能検知で、避難区域は原子力発電所では半径5km、原子力空母では半径1kmです。なぜちがうのですか。	1件	発電所と原子力空母の原子炉の出力等の差によるものとのことです。
10	原子力災害という特殊性にかんがみ、町内会等が組織している自主防災組織の防災資機材の対象項目に測定器や防護用品を加えること。また、その際、補助率を10割とすること。	1件	原子力災害は、特殊性が高く専門的な知識も必要なため、測定器や防災資機材などは、自治体が一元的に管理しております。
11	福島事故を受けても、「国のマニュアルは平成16年に定められたままとなっていて、・・・計画改訂作業が中断した状態でした。」という、市としての責任を国に預けた状態を福島事故後5年以上も放置していたことを強く批判したい。	1件	本市としましては、再三にわたり国に対して、原子力発電所と原子力艦についての考え方の整理をお願いして来ました。 その結果、平成28年7月に国のマニュアルが改訂され、考え方が示されたところです。

12	<p>パブリック・コメント資料 2「計画改訂の考え方」(3) 「収集する情報を明記」について</p> <p>現在の日米地位協定下の状況では、軍事機密に関するものが多く、記載されている内容が情報として得られるということは、常識的に考えられない。</p> <p>市としての放射性物質の測定、被害状況の確認方法等どうされるのかを明記していただきたい。福島事故の際には、様々なデータが市民の避難に活用されなかった。市が市民のために情報を正確に知る手段、広報の手段を講じて欲しい。</p>	1件	<p>施策へのご要望として受け止めさせていただきます。</p>
13	<p>この問題は「国の管轄」だということで、市の責任をあいまいにしないでほしい。横須賀市行政の立場は、市民の命を守ることが第一優先であるということを確認したい。また、市民の側から言えば、この横須賀で安心して暮らせる生活を保障して欲しい。</p>	1件	<p>施策へのご要望として受け止めさせていただきます。</p>
14	<p>GNF-Jと原子力艦を分けた計画となっているが、市民の被ばくを回避するために発生源情報の少ない方の計画はより慎重であるべきなのに原子力艦の計画の方がGNF-Jの計画よりも不十分である。原子力艦のオフサイトセンター設置、総合的な防災訓練の実施、避難計画の策定など、充実すべきである。</p>	1件	<p>原子力災害に対応するためには、本市だけではなく、自衛隊を含む国や県、防災関係機関と連携していくことが重要で、そのためには統一された考え方が必要となります。これまで、原子力艦の原子力災害については、国の考え方が整理されていない状態であったため、本市は再三にわたり、国に対し考え方の整理を求めてきました。今般、国は国のマニュアルの検証作業を行い、考え方の整理をし、国のマニュアルの改訂を行いましたので、今回の本市の地域防災計画の改訂内容も、国のマニュアルの内容に沿ったものとしたところです。</p>

15	<p>福島原発事故で事故が起これば広範囲に放射性物質が拡散することを経験した市民は、事故の報に接すれば指示がなくとも自主避難をする人が出ます。各地で交通渋滞など混乱が起こると思いますが、その対策を示すべきだ。交通渋滞が起これば、1 km圏内にいる基地労働者の避難の障害となる。</p>	2 件	<p>原子力災害に限らず、災害時の交通渋滞対策は大きな課題の一つであり、警察、道路管理者と共に対応策を検討していきます。</p>
16	<p>「第1編原子力施設等」に存在し「第2編原子力艦」に存在しない項目について。米海軍に対しては国の法律やマニュアルでの取り決めが適用できないため除外されている事は理解できますが、下記項目については、防災上重要な事柄と思いますので、市と米海軍間で合意できる範囲で、米軍が実施している内容など何らかの記載をすべきでは。</p> <p>①第2部第4章第1節原子力事業者のモニタリング体制の整備</p> <p>②第2部第6章第1節 消火、救助・救急活動体制の整備</p> <p>③第3部第7章第1節 救助・救急及び消火活動</p>	1 件	<p>ご意見を国に伝えます。</p>

17	<p>国の検証作業結果が無効であることを明らかにすべきです。放射線の物理的な作用や人体への影響は、知見がある専門家の議論にゆだねなければならないのは当然の事でしょう。</p> <p>しかし、今回の検証作業は、市民等に非公開で行い、パブリック・コメント等の意見表明の場も与えられませんでした。</p> <p>このことは、市内全域に居住等をする約40万人の人に、間接的に不利益処分を課す効果がある重大な作業でありながら、その手続きが極めて不十分である、適正手続きを欠く結果であり無効と言わざるを得ません。憲法第31条の規定等から、今回の国の作業が無効であること、そのため作業のやり直しを求めていくこと、これを基本計画に記載すべきと考えます。</p>	1件	<p>施策へのご要望として受け止めてさせていただきます。</p>
18	<p>原子力施設編、原子力艦船編に分けず、一体的に計画を作るべきです。国の作業委員会も、艦船も構造等は同じとした議論を展開していました。わざわざ編を分ける必要はなく、それぞれの個別事項を記載さえすれば、計画が分かりやすくなり、市民等も全員の問題として考えるようになるはずで、横須賀市のスタンスはそれが出発点と理解しています。横須賀市長の緊急時の権限等、ラインをシンプルに一本化する計画であることで、一目見て分かるような体裁が非常時には必要で、そのような計画に変更をすべきであると考えます。</p>	1件	<p>現在の地域防災計画は、2編に分けない一体的な構成になっておりますが、それが分かりにくいとの反省から、今回の改訂案の構成とさせていただきます。</p> <p>今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>

19	今年も、原子力空母レーガンの原子炉の定期修理作業が始まっているのでしょうか。これについての詳細な情報提供を求めるとともに、日米合意違反の原子炉の修理作業と放射性廃棄物の搬出作業の中止を、国と米海軍に申し入れて下さい。	5件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
20	12月3日ころに、原子力空母レーガンの乗組員の薬物違反事件があったような、不確定情報を耳にしました。事実関係や、事件事故の通報体制の遵守について、米海軍関係に確認をお願いします。	5件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
21	津波が来て、引き波、押し波、急激な潮流の中、船舶の動向想定は？航行指示は可能か？ その中、空母の湾外脱出は可能か。	1件	ご意見を国に伝えます。
22	米軍は、原子力艦の防災は全く、横須賀市民の防災については何も考えていない。故に、行政がその責任を果たして市民生活の安全を守っていく方向で努力していただきたい。	1件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
23	日本国内には米軍基地がいたる所にあります。厚木基地では米軍機が墜落して母子が犠牲になりました。さらには、オスプレイが度々墜落し日常的に我々市民が恐怖と不安に落とし込められています。我々人間には人を殺し合う軍隊は必要ありません。「自主防衛」などと自衛隊を擁護するような論調がありますが、軍隊は人を殺しあう部隊であり道具なので軍備反対の一言です。	1件	施策へのご要望として受け止めさせていただきます。
24	目次のページ番号と本文のページ番号がずれているものがありますので加筆修正の際に併せてご確認ください。	1件	確認して修正します。